

## 特定漁港施設の運営の事業認定について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条の2第2項の規定により、下記のとおり認定したので、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第11条の7の規定により公表します。

平成26年11月13日

### 記

1 当該認定を受けた者の名称  
株式会社まるいち製氷

2 特定漁港施設の運営の事業の名称  
製氷・貯氷業

3 特定漁港施設の運営の事業の内容  
漁船・廻船問屋及び水産加工場等に対し販売する水産物保存用氷を生産・貯蔵する。

4 貸付を受けようとする特定漁港施設の名称、規模、構造及び配置並びに貸付期間及び利用形態

(1) 貸付けを受けようとする特定漁港施設の内容

① 名称、規模及び構造

特定漁港施設名	規模	構造
製氷工場用地	4,709.31㎡	更地
製氷工場用地に係る盛土	9,095.48㎡	土砂

② 配置図

別図に示すとおり。

③ 貸付けを受けようとする期間（予定）

平成26年12月10日～平成36年12月9日

④ 利用形態

当該用地において製氷・貯氷工場を建設し、利用する。

5 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項

認定を受けた者が、この製氷・貯氷事業を運営することにより、気仙沼市魚市場への漁船誘致によって水揚げの増進を図ることができ、また、それを通して、水産物の安定供給、気仙沼ブランドの維持・構築、販路拡大及び水産業の持続可能性の向上を図ることができる。

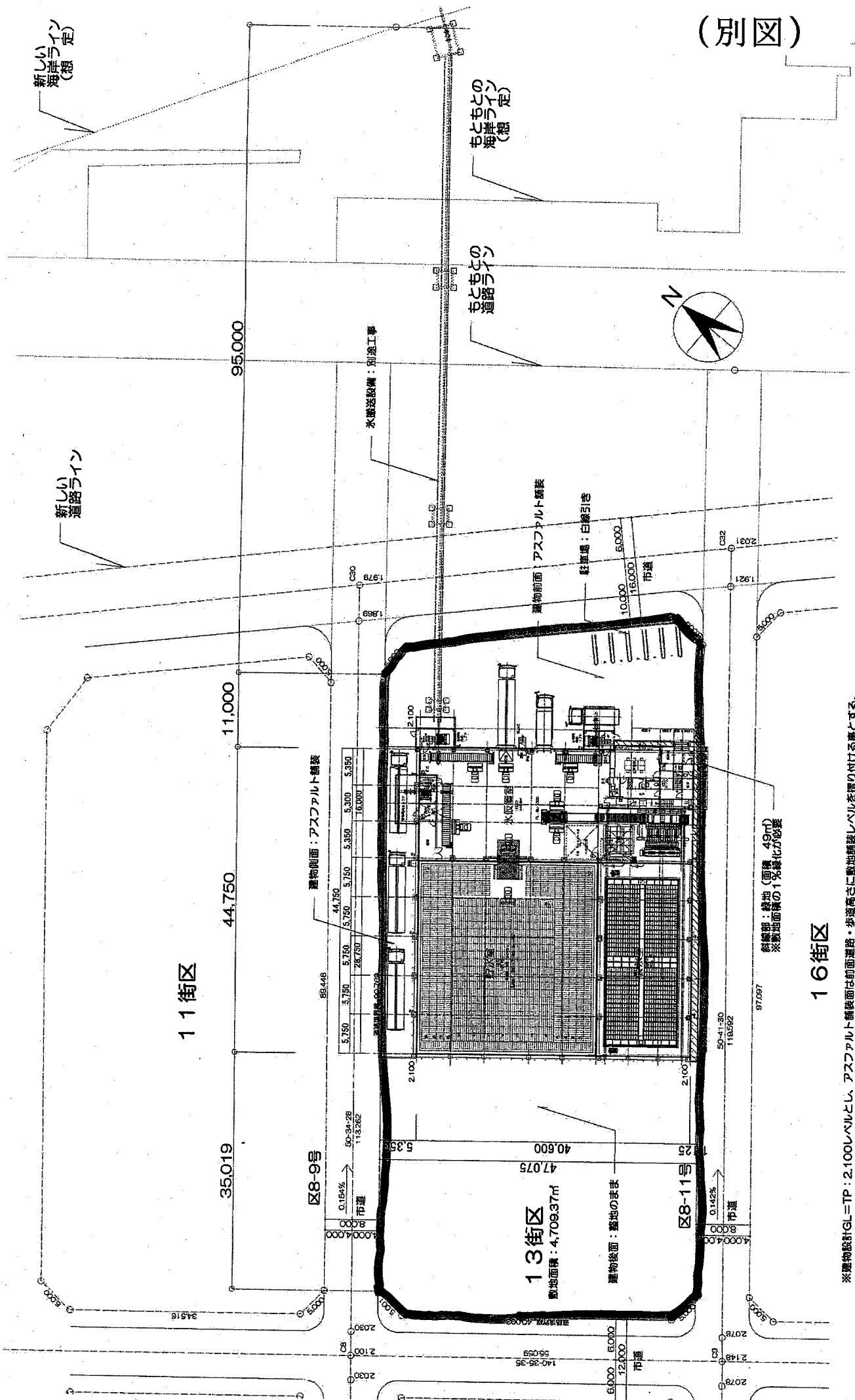
6 特定漁港施設の運営の事業認定申請書の縦覧期間、縦覧場所及び意見書の処理経過  
平成26年10月28日から11月7日まで、宮城県農林水産部水産業基盤整備課に  
おいて公衆の縦覧に供した。

なお、縦覧期間中、意見書の提出は無かった。

#### 7 認定の理由

漁港漁場整備法第37条の2及び漁港漁場整備法施行規則第11条の5に定める事業者の基準に適合しており、本事業の運営により、気仙沼魚市場への漁船誘致によって水揚げの増進を図るとともに、水産物の安定供給、気仙沼ブランドの維持・構築、販路拡大及び水産業の持続可能性の向上を図ることができるものと認められる。

(別図)



11街区

13街区

16街区

※建物設計GL=TP:2.100レベルとし、アスファルト舗装面は前面道路・歩道高さに敷地舗装レベルを擇り付ける事とする。

斜線部：緑地(面積 49㎡)  
※敷地面積の1%緑化が必要

株式会社 横河建築設計事務所 YOKOHAMA ARCHITECTS & ENGINEERS, INC.	代表取締役 代表 取締役 代表 取締役 代表	13.10.25 13.10.25	株式会社 横河建築設計事務所 新工場新築工事 配管図	A1 1/200 A3 1/500 A-08
	設計：高橋 担当：坂本			